

第1章 都市マスタープラン策定の背景

1 都市マスタープラン策定の趣旨・目的

1 策定の趣旨・目的

平成4年の都市計画法の改正により、『住民参加のもとに、市町村自らが「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定める』とする制度(都市計画法第18条の2)が創設されました。この「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を「都市マスタープラン」といいます。

「都市マスタープラン」とは、地域の意向を反映させながら地域の創意工夫のもとで、将来のまちづくりに向けた町としての都市計画に関する基本的な方針等を総合的に定めるものです。

この「都市マスタープラン」をもとに、市街化区域・用途地域の指定や都市計画道路の変更、市街化調整区域の開発と保全などの規制型の都市計画の見直しを関係機関と協議するとともに、住民と行政の協働によるまちづくりを誘導するための指針として活用します。

2 見直しの経緯・方針

扶桑町では、平成23年に「扶桑町都市マスタープラン」を策定しています。このプランは、策定から5年が経過しており、「産業流通ゾーン」に位置づけられている国道41号沿線のゾーンについて、国道41号の6車線化事業が進んでいることから、計画的なまちづくりを推進するため、土地利用計画や市街地フレーム等について部分見直しを行うこととします。

また、(仮称)新愛岐大橋と県道小湊江南線の整備計画に伴い、周辺住民から地域の交通安全対策や住環境の改善に向けた「(仮称)新愛岐大橋と県道小湊江南線整備に関する対策事業についての提言」(平成29年3月)が提出されているゾーンについては、生活道路等の交通安全対策について部分見直しを行うこととします。

扶桑町都市マスタープランの見直し方針

- ① 国道41号の6車線化事業を踏まえた計画的なまちづくり
- ② (仮称)新愛岐大橋と県道小湊江南線の整備計画に関する住民からの提言を踏まえた交通安全対策

3 目標年次

現行の「扶桑町都市マスタープラン」の目標年次は、愛知県が定める都市計画区域マスタープランの目標年次(平成32年)の翌年(平成33年)としており、今後も、県の目標年次の翌年を扶桑町における目標年次とするサイクルで継続的に見直し等を図っていきます。

なお、愛知県が現在策定を進めている都市計画区域マスタープランの目標年次は平成42年であることから、次期「扶桑町都市マスタープラン」の目標年次は平成43年となるため、今回の部分見直しにあたり、平成43年も視野に入れた検討を行います。

2 扶桑町都市マスタープランの策定の考え方

1 人口減少時代に対応したプランの策定

わが国は、平成20年をピークに人口減少時代に入りました。都市計画もコンパクトなまちづくりへの転換が求められています。このような中、扶桑町においては平成28年現在、人口は増加傾向にありますが、将来的には減少に転じることが予想されているため、第5次扶桑町総合計画においては、社会増を見込んだ定住政策の推進により、活力あるまちづくりを行うものとしています。

そのため、従来の鉄道基軸に沿ったコンパクトな市街地形成に加え、6車線化等により一層交通利便性の向上が期待される国道41号を基軸とした新たなまちづくりを検討します。

2 都市の成長を維持するプランの策定

わが国は平成20年の世界同時不況による経済環境の悪化の影響を受け、工業生産額は伸び悩みなど、先行きが不透明となっています。

しかし、中部圏のものづくり産業の集積、優れた交通条件などの中部圏の持つ経済力の活用や広域的な役割を生かし、新産業の導入や生産のグローバル化に対応した物流機能の立地誘導などを図ることができ、自立した行政経営を實踐できるよう、新規の産業立地基盤の整備等を図るための土地利用について検討します。

3 権限移譲に対応したプランの策定

都市計画法の改正等により、市町村が独自で指定することができる都市計画の範囲が広がってきております。

地域の課題に的確に対応していくため、そのような動きを考慮して、より詳細な土地利用計画を検討するとともに、これに応じた各種都市計画制度の活用・見直しの方針を検討します。

4 質の高いストックを形成するプランの策定

今後、新規社会資本整備に要する費用よりも、これまで整備してきた社会資本の維持管理にかかる費用が増加することから、既存施設の適正な管理と有効活用により、長期にわたって質の高いストックとして機能させることができる施設整備の方針を検討します。

①安全・安心な道路環境の検討

- ・(仮称)新愛岐大橋や(都)犬山富士線等の整備により、町全体の交通量はある程度調整されることとなります。そのため、今後新たな道路整備を検討するよりも、現在の道路の歩道を改良するなど、安全・安心の面を重視するような方針を検討します。

②既存施設の多面的な活用の検討

- ・整備当時に比べてニーズが変化したり、利用率が低下している施設などを有効活用するため、施設の転用(コンバージョン)や再整備の方針を検討します。

5 環境問題の対策につながるプランの策定

地球温暖化などの地球環境問題の対応として、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換に向けた都市構造をはじめ、歩いて楽しいまちづくりの検討、公共交通の検討、公園・緑地の確保、緑化の推進など、CO₂削減などに向けた環境負荷の少ない都市づくりの方針を検討します。

また、異常気象による局地的な集中豪雨などにより、大規模な自然災害が発生する可能性がますます高まることから、農地の保全、都市下水路・河川等の整備などの災害対策について検討します。

6 上位計画との整合性に留意したプランの策定

都市マスタープランは、都市計画法において、上位計画（市町村が定める総合計画、県が定める都市計画区域マスタープラン）に即して定めることとされています。

そのため、本プランの内容については、「第5次扶桑町総合計画」及び、愛知県が見直しを行っている「尾張都市計画区域マスタープラン」に即して検討を行います。

特に、第5次扶桑町総合計画で掲載されている、新たな「土地利用構想図」との整合性について十分考慮します。

7 協働のまちづくりの推進に向けたプランの策定

行政主導のまちづくりから協働のまちづくりへの転換を図るために、コミュニティを基盤として身近な生活環境の整備・改善に向けて、行政と住民のそれぞれの取り組み方針を検討します。

そうしたなかで、地域別構想については、コミュニティのまとまりに応じて地域区分の見直しを行うとともに、地域住民の意向も把握しながら、住民自らが主体となった環境改善等の取り組み（アダプトプログラムによる公園の維持・管理など）を検討します。

8 計画推進のしくみを盛り込んだプランの作成

本プランの効率的・効果的な実現に向け、先導的・重点的に取り組むべき地区を抽出するとともに、当該地区においては、全体構想や地域別構想を踏まえながら、地区特性に応じたより詳細な方針を検討します。

3 扶桑町都市マスタープランの策定体制

1 都市マスタープラン策定委員会

様々な主体（学識経験者や各種団体の代表、住民代表、行政機関など）により議論を行う機関として、策定委員会を設置しました。

策定委員会では、それぞれの立場から、策定方針やプラン案の内容などについて、幅広く協議しました。

2 都市マスタープラン作業部会

庁内関係各課により議論を行う機関として、作業部会を設置しました。

作業部会では、各課の視点からプラン案の内容を検討し、庁内調整を行うとともに、策定委員会に諮る資料等の検討・協議を行いました。

3 都市マスタープラン重点問題検討部会

町の幹部職員により議論を行う機関として、重点問題検討部会を設置しました。重点問題検討部会では、町の都市づくりにおける重点的な課題を中心に検討しました。

4 地域別懇談会

地域の住民代表（区長、駐在員、PTA、消防団など）と意見交換を行う場として、地域別懇談会を開催しました。地域別懇談会では、それぞれの立場から、地域のまちづくり全般について、幅広く意見交換しました。

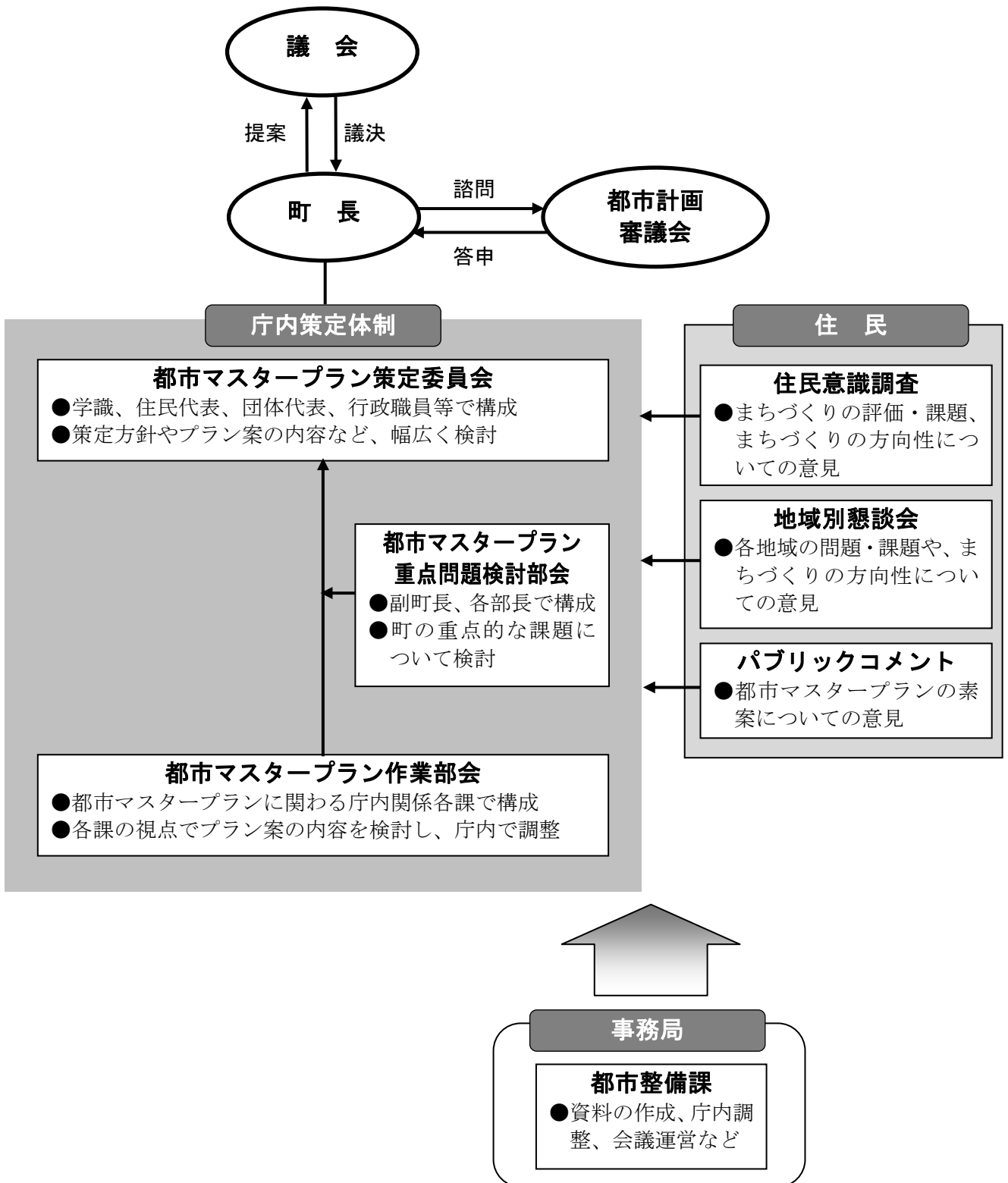
5 都市計画審議会

学識経験者や議員などで構成される都市計画審議会を開催し、プラン案の内容の審議を行いました。

6 その他

本プランの策定に向け、適宜、議会に報告するとともに、県及び関係市町との調整を行い、最終的に議会の議決を経て決定しました。

図表 扶桑町都市マスタープラン策定体制



(両面印刷用調整白紙)